



## II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築工事設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

### 1. 特記仕様書の適用

- ① 特記仕様書に記載された特記事項については、○ 印の付いたものを適用する。  
○ 印の付かない場合は、必要に応じ、※ 印を適用する。  
また、○ 印と ※ 印が付いた場合は、共に適用する。
- ② 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみ適用する。
- ③ 二重線又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

### 2. 管理技術者等の資格要件

#### (1) 管理技術者等の資格要件は次による。

なお、受注者が個人である場合はその者、会社その他法人である場合は当該法人等に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律 第202号）による一級建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律 第202号）による建築設備士
- ・ 建築士法（昭和25年法律 第202号）による建築設備士又は技術士（技術士法（昭和58年法律 第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷房機械」とするものに限る。）、電気・電子部門、水道部門又は衛生工学部門に合格し、同法による登録を受けている者）
- ・ 建築積算資格者（平成2年建設省告示第1436号）

#### (2) 設備設計担当者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律 第202号）による建築設備士
- ・ 建築士法（昭和25年法律 第202号）による建築設備士又は技術士（技術士法（昭和58年法律 第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷房機械」とするものに限る。）、電気・電子部門、水道部門又は衛生工学部門に合格し、同法による登録を受けている者）

#### (3) 積算担当者の資格要件は次による。

- ・ 建築積算資格者（平成2年建設省告示第1436号）

### 3. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
  - 建築（総合）基本設計
  - 建築（構造）基本設計
  - 電気設備基本設計
  - 給排水衛生設備基本設計
  - 空気調和・換気設備基本設計
  - 外構基本設計
  - ・ 工事費概算
- b. 実施設計
  - 建築（総合）実施設計
  - 建築（構造）実施設計
  - 電気設備実施設計
  - 給排水衛生設備実施設計
  - 空気調和・換気設備実施設計
  - 外構実施設計
  - 工事費概算

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
  - 建築積算 (積算数量算出書の作成、工事費算定内訳書の作成、単価作成資料の作成、複合単価(代価表・別紙明細書を含む)見積の徴収、見積検討資料の作成)
  - 電気設備積算 (積算数量算出書の作成、工事費算定内訳書の作成、単価作成資料の作成、複合単価(代価表・別紙明細書を含む)見積の徴収、見積検討資料の作成)
  - 機械設備積算 (積算数量算出書の作成、工事費算定内訳書の作成、単価作成資料の作成、複合単価(代価表・別紙明細書を含む)見積の徴収、見積検討資料の作成)
- ・ コスト構造改善報告書の作成
  - ・ コスト構造改善検討中間報告書の作成（基本設計業務段階）
  - ・ コスト構造改善検討報告書の作成（実施設計業務段階）

- 透視図作成 ( )
- ・ 模型製作 ( )
- ・ 日影図作成 ( )
- 確認等申請手続き業務 (手数料の納付は含まない)
- 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務  
(標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、  
住民説明の実施を含む)
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 三重県環境影響評価条例等に係る申請手続き業務
- 三重県景観条例等に係る申請手続き業務
- 三重県エバーサルデサインのまちづくり推進条例に係る通知・申請等手続き業務
- 建築基準法等関係法令に基づく必要な業務
- ・ 公営住宅法・公営住宅整備基準に基づく必要な業務
- ・ 国庫補助事業に係る特例加算資料の作成業務
- ・ 住宅性能評価に係る必要業務

#### 4. 業務の実施

##### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
  - b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
  - c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
  - d. 業務の実施に当り、次の資格を有する担当主任技術者をおく。
    - ア 建築意匠設計(積算業務も含む)
      - 建築意匠主任技術者をおくこととする。
      - 建築意匠主任技術者は( ○ 一級建築士 ・ 二級建築士 )であること。
      - 建築意匠主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。
      - ※ 建築意匠主任技術者と管理技術者は兼任できる。
    - イ 建築構造設計(積算業務の含む)
      - 建築構造主任技術者をおくこととする。
      - 建築構造主任技術者は( ○ 一級建築士 ・ 二級建築士 )であること。
      - ※ 建築構造主任技術者と管理技術者は兼任できる。
    - ウ 電気設備設計(積算業務も含む)
      - ・ 電気主任技術者をおくこととする。
      - ・ 電気主任技術者は建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士又は技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を電気・電子部門に合格し同法による登録を受けている者)又は一級建築士であること。
      - 電気主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。
    - エ 機械設備設計(積算業務も含む)
      - ・ 機械主任技術者をおくこととする。
      - ・ 機械主任技術者は建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士又は技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷房機械」とするものに限る。)、水道部門又は衛生工学部門に合格し同法による登録を受けている者)又は一級建築士であること。
      - 機械主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。
- オ その他
- ・

##### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 ( )

(3) 適用基準等

a. 共通	( 年 版 等 )
○ 官庁施設の基本的性能基準	( 最 新 版 )
・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領	( 最 新 版 )
○ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準※	( 最 新 版 )
・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	( 最 新 版 )
○ 官庁施設の環境保全性に関する基準	( 最 新 版 )
・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準	( 最 新 版 )
○ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	( 最 新 版 )
・ 宅地防災マニュアル	( 最 新 版 )
○ 公共建築工事積算基準※	( 最 新 版 )
○ 公共建築工事共通費積算基準※	( 最 新 版 )
○ 公共工事標準単価積算基準※	( 最 新 版 )
・ 建築物解体工事共通仕様書	( 最 新 版 )
・ 建築工事における建設物副産物管理マニュアル	( 最 新 版 )
・ 建築設計業務等電子納品要領	( 最 新 版 )
・ 三重県環境配慮方針	( 最 新 版 )
・ 三重県グリーン調達推進方針	( 最 新 版 )
・ 三重県公共事業コスト構造改善に関する行動計画	( 最 新 版 )
○ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	( 最 新 版 )
・ 三重県建設副産物処理基準	( 最 新 版 )
○ 三重県景観まちづくり条例	( 最 新 版 )
○ 三重県CALS電子納品運用マニュアル	( 最 新 版 )
・ 再生資源利用[促進]計画(実施書)作成の手引き	( 最 新 版 )
・ 三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル	( 最 新 版 )
○ 建設リサイクル法三重県指針	( 最 新 版 )
b. 建築	
○ 建築工事設計図書作成基準	( 最 新 版 )
・ 敷地調査共通仕様書	( 最 新 版 )
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)※	( 最 新 版 )
・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)※	( 最 新 版 )
・ 木造建築工事標準仕様書	( 最 新 版 )
○ 建築設計基準	( 最 新 版 )
○ 建築構造設計基準	( 最 新 版 )
○ 建築工事標準詳細図	( 最 新 版 )
・ 擁壁設計標準図	( 最 新 版 )
○ 構内舗装・排水設計基準	( 最 新 版 )
・ 公営住宅等整備基準	( 最 新 版 )
・ 日本住宅性能表示基準	( 最 新 版 )
・ 評価方法基準	( 最 新 版 )
○ 三重県公共工事共通仕様書	( 最 新 版 )
○ 三重県業務委託共通仕様書	( 最 新 版 )
c. 建築積算	
○ 公共建築数量積算基準※	( 最 新 版 )
・ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)※	( 最 新 版 )
・ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)※	( 最 新 版 )
○ 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)	( 最 新 版 )
○ 三重県県土整備部積算基準	( 最 新 版 )
d. 設備	
○ 建築設備計画基準	( 最 新 版 )
○ 建築設備設計基準	( 最 新 版 )
○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	( 最 新 版 )
・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	( 最 新 版 )
○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	( 最 新 版 )
○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	( 最 新 版 )
・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	( 最 新 版 )
○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	( 最 新 版 )
・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準	( 最 新 版 )
○ 建築設備耐震設計・施工指針	( 最 新 版 )
○ 建築設備設計計算書作成の手引	( 最 新 版 )
・ ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)	( )

- e. 設備積算
  - 公共建築設備数量積算基準※ ( 最 新 版 )
  - ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式(設備工事編)※ ( 最 新 版 )
  - ・ 公共建築設備工事見積標準書式(設備工事編)※ ( 最 新 版 )
- f. その他
  - ・ 建物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル ( 最 新 版 )
  - ・ 建物の解体等工事における石綿粉塵への  
ばく露防止マニュアル ( 最 新 版 )
  - ・ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き ( 最 新 版 )

(4) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等 ( 電子データの場合、ファイル形式等 )
  - ・ 既存建築物設計図書一式 ( )
  - ・ 既存工作物設計図書一式 ( )
  - 調査・設計必要資料一式 ( 紙、jww、dxf、sfc形式 )
- b. 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
○ 地質調査資料	業務委託発注予定
・	
・	

貸与場所 ( 南伊勢町役場 総務課 )                      貸与時期 ( 調査完了時 )  
 返却場所 ( 南伊勢町役場 総務課 )                      返却時期 ( 完成時 )

(6) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務(対象外業務)の範囲等

- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_

(7) 部分引渡しの指定部分 ( 実施設計に沿った工事費概算書 )  
 ○ 当該指定部分の履行期限 ( 令和7年 1 1 月頃 )

(8) 成果物の提出場所 ( 南伊勢町役場 総務課 )

(9) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る実施設計等や工事の受注者に貸与し、当該施設における図面、施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することに承諾をすること。

(10) その他

- ・

5. その他

(1) 暴力団等不当介入に関する事項

① 契約の解除

発注者の契約等からの暴力団等排除措置要綱の規定による措置を受けた場合、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

② 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- a. 受注者は、断固としてこれを拒否し、不当介入時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- b. a. を行った場合、速やかに発注者へ文書で報告を行う。
- c. 不当介入を受けたことによる、被害が生じた場合、発注者との協議を行う。

③ 通報義務の実効性確保のため講じる措置

- a. 受注者が通報義務等を怠った場合、指名停止又は文書注意を行う。
- b. 受注者が通報義務等を怠った場合、怠った旨を公表する。
- c. 受注者が指名停止又は文書注意を受けた者は、表彰対象から除外する。







・ 各種計算書				
g. その他 ○ 透視図 ・ 模型 ・ 日影図 ・ 中高層建築物の届出図書 ・ 三重県環境影響評価報告書 ・ 特定建築物使用届出書(衛生環境) ○ 特定施設新築等協議申請書(バリアフリー)	各1部  各1部  各2部		製本なし	
h. 資料・提出図書等 ○ 各技術資料 ○ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ○ 各記録書 ○ CADデータ ・ コスト構造改善検討報告書	一式 一式  一式 一式		製本なし	A4版 A4版  A4版 A3版

- (注) : 建築構造の成果物は建築総合実施設計の成果物の中に含めることができる。  
: 電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。  
: 設計図は、適宜、追加してもよい。  
: 積算数量調書の作成は、公共建築数量積算基準等を基に、適宜作成するものとする。  
: 提出期限に特記なき成果物は完成時に提出するものとする。  
: CADデータの保存形式等については、JWW、DXF形式とする  
: 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。  
: 成果物中『確認申請図書(確認済証まで)、計画に係る各種必要申請等書類一式(手続きが完了したもの)』については、各申請に係る不備事項等に対して設計書及び設計図書に反映されていることが確認できる場合は、当該図書等の提出に代えることができる。なお、手続きが完了した場合は遅滞なく提出すること。

## 提出書類

(着手時)

書類名	様式(参考)	根拠規定等	摘要	部数
委託業務着手届	様式第3号	—		1
業務計画書	様式5号	共仕第3章5		1
管理技術者等通知書	様式6号	建設契第15条		1
管理技術者の経歴等	別紙1	〃		1
担当主任技術者の経歴等	別紙2	〃		1
担当技術者の経歴等	〃	建設契第15条		1
設計方針の説明に関する資料	任意	—		1
業務工程表	様式第4号	建設契第3条		1
建築士法第24条の8の規定に基づく書面	—	建築士法第24条の8		1

(履行時)

書類名	様式(参考)	根拠規定等	摘要	部数
履行報告書	様式第8号	建設契第17条		1

(必要時)

書類名	様式(参考)	根拠規定等	摘要	部数
管理技術者等変更通知書	様式第6号-1	建設契第15条		1
再委託(変更)報告書(承諾願)	様式第10号	建設契第12条		1
協力業者選定(変更)申出書	様式第11号	建設契第12条		1
履行体制に関する書面	様式第11号別紙2			1
是正等の措置請求について	様式第13号	建設契第16条		1
是正等の措置結果について	様式第14号	建設契第16条		1
業務条件確認請求書	様式第16号	建設契第20条		1
履行期間変更請求書	様式第19号	建設契第24条		1
協議開始日の通知について	様式第20号	建設契第26・27・30条		1
成果物の〔全部・一部〕使用承諾書	様式第27号	建設契第33条		1
業務履行部分確認請求書	様式第28号	建設契第36条の2		1
業務履行〔指定・引渡〕部分完成報告書	様式第29号	建設契第37条		1
出来高査定調書	様式第29号別紙	建設契第37条		1
解除通知書	様式第30号	建設契第44条		1
打合簿	様式第31号	共仕第3章14		1

(完成・完了時)

書類名	様式(参考)	根拠規定等	摘要	部数
委託業務完成報告書	様式第39号	建設契第31条		1
委託業務補正完成報告書	様式第41号	建設契第31条		1
目的物引渡書	様式第43号	建設契第31条		1

注)

部数：基本提出部数を示す。(発注者確認用、受注者控、完成書類用が必要な場合、3部提出のこと。)

電子データ：保存形式等については、監督員との協議とする。

※建設契：建築設計業務委託契約約款

※共仕：建築設計業務委託共通仕様書

令和 7 年度	( ) 第 号	業務委託設計書			実施設計	南伊勢町		
業務委託名	(仮称)古和浦コミュニティセンター基本・実施設計業務委託							
履行場所	度会郡南伊勢町			古和浦		地内		
	調査			年 月 日		技師		
業務区分	建築設計業務(基本・実施設計)					係		
	業務委託金額			—		業務価格 消費税相当		
履行期限	契約の日 ~			270		日		
	設計			令和7年 4月 18日		設計		
業務委託の仕様・概要				業務委託の理由・備考				
仕様 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事共通仕様書に準ずる 三重県公共工事共通仕様書に準ずる 公共建築工事設計業務委託共通仕様書等に準ずる 別紙 特記仕様書参照								



